会議の概要（議事録）

会議の名称	（番号） １－０３	令和８年度第１回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	
開催日時	令和８年９月８日(火)　午後２時から午後３時４５分まで		
開催場所	墨田区庁舎１２階　１２２会議室		
出席者数	５名　【委　員】　安藤朝規　上林典子　川合俊樹 松村雅生　吉田大祐　(５０音順・敬称略) 【主管課】　区民部窓口改革担当課長　区民部窓口課庶務係主査 企画経営室ＩＣＴ推進担当主査２名 区民部税務課長　区民部税務課税務係係長外２名 区民部税務課納税係係長 区民部税務課課税係係長外２名 【事務局】　総務部参事　総務課文書管理係長　総務課文書管理係主任		
会議の公開（傍聴）	公開(傍聴できる)　部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	０人
議題等	１　特定個人情報保護評価書(住民基本台帳に関する事務 全項目評価書)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて(全項目評価書に係る第三者点検) ２　特定個人情報保護評価書(地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて(全項目評価書に係る第三者点検)		
配布資料	１　諮問文 ２⑴　特定個人情報保護評価書(住民基本台帳に関する事務 全項目評価書) ⑵　添付資料 ア　特定個人情報の保護評価に係る第三者点検について イ　第三者点検における観点に対する説明 ⑶　当日配布資料 ア　窓口ＤＸＳａａＳの導入 イ　【ゆびナビぷらす(窓口ＤＸＳａａＳ版)】システム構成図 ３⑴　特定個人情報保護評価書(地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書) ⑵　添付資料 ア　特定個人情報の保護評価に係る第三者点検について イ　第三者点検における観点に対する説明 ウ　地方税・森林環境税に関する事務　全項目評価書(案)用語説明 ⑶　当日配布資料 ア　システム構成の概要		

会　議　概　要	【議題１】特定個人情報保護評価書(住民基本台帳に関する事務 全項目評価書)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて(全項目評価書に係る第三者点検) 　区民部窓口改革担当課長による概要説明の後、評価書の点検、意見の交換等を行い、「特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した評価を実施し、その内容は特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められる」との答申をすることとした。 　点検・討議内容は、以下のとおりである。 （会　長） 　まず、窓口ＤＸＳａａＳとは何かについて説明されたい。窓口ＤＸＳａａＳの導入により従来の窓口業務が行政側と住民側でそれぞれどのように変わり、それに伴い、特定個人情報の取扱いがどのように変わるのか。また、先行して窓口ＤＸＳａａＳを導入している自治体があるのか。導入に当たりどの事業者を選定していて、選定に問題はないか。 （窓口改革担当課長） 　本日配布した資料「窓口ＤＸＳａａＳの導入」及び「【ゆびナビぷらす(窓口ＤＸＳａａＳ版)】システム構成図」に沿って、まず、窓口ＤＸＳａａＳについて説明する。窓口ＤＸＳａａＳとは、デジタル庁が、マイナポータル等の利用による行政手続のオンライン化の推進と並行し、窓口での手続における住民の負担を減らすことと地方自治体職員の業務負荷を減らすことの両立を目指して進めているものである。窓口ＤＸＳａａＳでは、デジタル庁が整備するガバメントクラウド上に、同庁が選定した複数の事業者が窓口ＤＸに資するパッケージ機能を構築しており、地方自治体はこれらの機能を選択して利用できるようになっている。 　資料「窓口ＤＸＳａａＳの導入」の右側に記載しているとおり、窓口ＤＸＳａａＳには、国のパッケージとして４つの機能がある。１つ目は手続ガイダンス機能、２つ目は申請書作成機能、３つ目はマイナンバーカードが利活用できる機能、４つ目は他サービスとのＡＰＩ等の連携ができる機能である。これらの機能を活用することで、「書かない窓口」に資するものとなっている。 　資料の下のイラストでは、「書かない窓口」の具体的なイメージを示しており、これが一般的な窓口ＤＸＳａａＳの流れとなっている。まず、お客様が来庁したとき、１つ目のガイダンス機能を利用し、簡単な質問に答えると、２つ目の手続一覧が完成する。そうすると、例えば転入手続に来たお客様が、どこでどのような手続をするのかを迷わないで済むようになる。３つ目の「申請書作成」では、お客様が持参した本人確認のための身分証明書の内容を申請書に自動転記することができる。身分証明書の情報だけでは不足がある場合は、職員がお客様から聞き取り、窓口ＤＸＳａａＳ上に聞き取った情報を保管する。そして、これらの情報を連携することで、お客様が何度も申請書を書く必要がなくなり、内容を確認してサインをするだけで済むようになる。最後に基幹系システムと連携することで、窓口ＤＸＳａａＳ上に保存した情報が自動的に基幹系システムに入力されるので、職員の入力の手間が省かれるとともに入力ミスも軽減し、区内部の業務が効率化される。 　次に、資料「【ゆびナビぷらす(窓口ＤＸＳａａＳ版)】システム構成図」に沿って、窓口ＤＸＳａａＳ運用に係る基幹系システムへの影響について説明する。この資料は、窓口ＤＸＳａａＳの運用及び保守業務の委託先である株式会社ＢＳＮアイネットが作成したものだが、一番分かりやすい内容であるためこの資料に沿って説明する。 　現在転入等の手続を行っているのは、この資料の右側の「自治体基幹系システム」

会　議　概　要	と記載している部分である。これに左側の窓口ＤＸＳａａＳを導入することで、「書かない窓口」のシステムが成立する。窓口ＤＸＳａａＳは資料左側のガバメントクラウド上に構築され、お客様が持参した身分証明書等から申請に必要な氏名や住所等の情報を取得する。その後、自治体基幹系システムに保管されている転出等のデータと連携し、これらの情報が自動転記された申請書等を作成することでお客様が申請書等に書く必要がなくなる。最後に、資料において左側の窓口ＤＸＳａａＳから右側の基幹系システムに「データ出力」の矢印が引かれているとおり、申請書等の内容がＲＰＡにより窓口ＤＸＳａａＳから自治体基幹系システムに自動入力されることで業務が完結する。 　特定個人情報の取扱いについては、マイナンバーの情報を含むお客様の情報を自治体基幹系システムから窓口ＤＸＳａａＳに取り込む点とその後ＲＰＡにより自動入力するという点において変わっている。繰り返しとなるが、窓口ＤＸＳａａＳを導入することで、お客様が従来行っていた届出書や申請書に自ら記入するという工程がなくなる。例えば転入届の場合、紙や住民基本台帳システム上の転出証明書情報を窓口ＤＸＳａａＳに読み込み、不足している情報は職員が聞き取った上でシステムに入力する。そのようにして窓口ＤＸＳａａＳに取り込まれた情報は、住民基本台帳システムに連携され自動入力されるため、住民基本台帳システムに入力する必要がなくなる。この一連の流れの中で、個人番号を含むデータを収集するため、今回、評価書において事務の内容、委託の有無、特定個人情報の保管場所及び特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策を変更している。 　次に先行して導入している自治体についてである。窓口ＤＸＳａａＳは、令和５年に国において始まった制度で、北見市や浜松市が先行して導入しており、他自治体から視察を受け入れている。本区では、昨年度と今年度に浜松市に視察に行った。 　最後に事業者の選定についてである。国が選定した複数の事業者を対象にプロポーザルを実施し、株式会社ＢＳＮアイネットを選定した。 （会　長） 　現在も住民基本台帳システムは、ガバメントクラウド上にあるか。 （窓口課庶務主査） 　前回の評価書のままで、ガバメントクラウド上にあり、変わっていない。 （副会長） 　資料「窓口ＤＸＳａａＳの導入」において「申請書を作成」と記載されているが、申請書はどのように作成するのか。 （窓口改革担当課長） 　例えば、転入届の手続の際には、まず区役所に来庁し、紙の届出書に自ら氏名や住所等を記入し、窓口に提出するというのが現在の流れであるが、窓口ＤＸＳａａＳを導入することでお客様は手で書く必要はなく、窓口ＤＸＳａａＳを使ってデータを連携することで必要な情報が自動転記された届出書を作成するという流れに変わる。 （副会長） 　申請書にサインと書いてあるが、これは誰がサインするのか。 （窓口改革担当課長） 　ご本人が最後にサインする。タブレットを用意し、そこに電子サインをして申請書に反映させることを想定している。 （副会長） 　これまでずっと紙で行っていたが、窓口ＤＸＳａａＳを利用することで手続をス

会　議　概　要	ムーズにできるということか。 （窓口改革担当課長） 　お客様の中には、窓口で手続をしようとしても何を書いていいのか分からない、どの申請書を使用するのか分からないというストレスを感じる方もいるかと思うが、そのようなストレスから解放することができる。 （副会長） 　自分のパソコンで手続ができることを想定していたがそういうことではなく、その前の段階で、窓口には来てもらうが手続を簡略できるというものか。 （窓口改革担当課長） 　委託事業者である株式会社ＢＳＮアイネットでは、お客様自身のパソコンで手続する機能も持ち合わせているが、本区としてはまず「書かない窓口」を導入し、庁内での連携を進めてから、お客様自身のパソコンや待合室で待っている間に手続ができるようにすることを検討する。 （委　員） 　手続を郵送で行うときは、窓口ＤＸＳａａＳはどのように使われるのか。 （窓口改革担当課長） 　まだ郵送での手続は窓口ＤＸＳａａＳと連携していないので、これまでどおり申請書を郵送又は電子で申請の上、手数料を小為替やＰａｙＰａｙで支払ってもらい、証明書等を送付する。 （会　長） 　評価書別紙４の変更箇所について、重要な変更に限りポイントを絞って説明されたい。 （窓口改革担当課長） 　まず、窓口ＤＸＳａａＳの導入により事務の流れが変わるため、項番１６３に追記したとおり事務の内容を変更している。次に、委託先として株式会社ＢＳＮアイネットが増えるため、項番１６６で委託先件数を５件から６件に変更し、項番１６７で委託事項について追記している。また、窓口ＤＸＳａａＳで取り込んだ情報を３か月間ガバメントクラウド上に保管することを予定しているため、項番１６８に保管場所を追加している。最後に、項番１７０から１７７までにリスク対策を追加している。 （会　長） 　追加したリスク対策の中に新たに実施するものはあるか。 （窓口改革担当課長） 　外部との接続を遮断すること、権限ある者のみにアクセスを制限することなど基本的な考え方は変わらない。 （委　員） 　点検の前提として、全項目評価書という膨大な資料のうち、どこの部分を点検するかを確認したい。今回は、評価書の添付資料「特定個人情報の保護評価に係る第三者点検について」の項番３の「保護評価書における変更点」に変更点として記載された事項について点検するという理解で間違いないか。 （総務課文書管理係長） 　今回は評価書に重要な変更を加えることによる特定個人情報保護評価の再実施だが、これとは別に一定期間経過後の再実施もある。この一定期間とは５年とされており、この起算点は特定個人情報保護評価書の公表時点とされていて、そしてこの公表とは重要な変更を加えたことによる再実施に基づく公表をした場合は、そこから５年

会　議　概　要	間とされている。そうするとこの時点で全ての点検をすることも考えられるが、あくまでも今回は特定個人情報保護評価書の重要な変更に伴う第三者点検であること、また、一定期間経過後の特定個人情報保護評価の再実施が努力義務規定であることを踏まえ、重要な変更に当たる部分を中心に点検を行い、それ以外の部分で特に点検が必要なものがあれば、意見を聴取することとしたい。 （委　員） 　そうであれば、変更点以外の部分は分量が膨大でこの短時間で点検することは現実的ではないため、主管課が点検を希望する部分に限り点検することにしたい。 　また、今回の変更点として記載された措置は、個人情報保護委員会が定めている個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドにある「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」、いわゆる「管理措置指針」に準じたものと理解してよいか。もし、管理措置指針に準じていない変更点の措置があればその内容と理由を説明されたい。 （窓口課庶務係主査） 　管理措置指針は個人情報の保護に関する法律第６６条に基づく細かな規定であると認識している。本区では、同じく個人情報の保護に関する法律第６６条に基づき「墨田区の保有する個人情報の管理に関する規程」を策定している。当該規程と本区の情報セキュリティポリシーに準拠して定めている内容であるため、基本的に管理措置指針に逸脱するものはないと認識している。 （委　員） 　管理措置指針と区の情報セキュリティポリシーに準じた措置が講じられていると理解した。 （会　長） 　今回の第三者点検では、重要な変更だけでなくその他の変更についても点検を行い、評価書を公表してから５年経過後に特定個人情報保護評価の再実施をする努力義務があるということであれば、重要な変更に限らずその他の変更についても点検する必要があるため、改めて重要な変更以外の変更点についても説明されたい。 （窓口改革担当課長） 　まず、評価書別紙４項番１６４に窓口ＤＸＳａａＳを追記している。次に項番１６５も同様に窓口ＤＸＳａａＳシステムについて、名称、機能等を追記している。最後に項番１６９の特定個人情報ファイルの概要という項目で、窓口ＤＸＳａａＳ上に保管される申請書データの消去を本区が行うことについて追加している。 （会　長） 　窓口ＤＸＳａａＳの導入に伴う変更以外の変更はないということか。変更箇所以外に点検を希望する部分はあるか。 （窓口改革担当課長） 　今回はあくまで窓口ＤＸＳａａＳ導入に伴う変更のみである。その他の部分について点検の希望はない。 （委　員） 　形式的なことであるが、評価書別紙４の項番１７６の変更後の記載に誤字がある。「古い情報で審査をおこなわないよう」の「よう」が漢字の「用」となっている。 （窓口改革担当課長） 　修正する。 （会　長）

会　議　概　要	評価書添付資料の「第三者点検における観点に対する説明」の適合性の観点の１２項目に自主的な変更点はあるか。 （窓口改革担当課長） 今回の評価において、適合性や妥当性についての観点に大きな考え方の違いはない。 （委　員） 措置の妥当性を審査する観点から、窓口ＤＸＳａａＳ端末の種類、台数及び設置場所について伺う。 （窓口課庶務係主査） 端末の種類は、デスクトップ型又はノート型のパソコンであり、住民基本台帳に関する事務で使用する端末は、窓口課が３５台、緑出張所が１２台、墨田二丁目出張所が９台で合計５６台である。これらの本体に接続するプリンターは、窓口課が１５台、緑出張所が５台、墨田二丁目出張所が３台の計２３台である。また、タッチディスプレイ又はペンタブレット４０台を用途に応じて窓口のカウンターに設置するとともに、ＱＲコードリーダーを２４台、本人確認書類読み取り機を８台設置する予定である。窓口ＤＸＳａａＳシステムの端末は、既存の住民基本台帳システムの端末と共用する形で導入することを考えているため、窓口カウンターとともにバックオフィス側にも設置する。窓口ＤＸＳａａＳの導入により、受付で当システムを使用することになるため、窓口カウンターには従来以上に多くの端末を設置することになるが、これらの端末は、ワイヤーロックで固定することにしている。窓口では、タッチディスプレイ又はペンタブレット上でお客様に必要な範囲のデータを共有し、お客様は申請内容等の確認をした上で、最終的にタッチペンで電子サインをするという流れになる。 （委　員） 評価書にも、端末はワイヤーロックで固定されている旨の記述があった。住民基本台帳システムの端末はもちろんだが、それ以外のタッチディスプレイや読み取り機も基本的にはやワイヤーロック等何らかの形で固定され、持ち運ばれたり、盗まれたりしないよう措置されているか。 （窓口改革担当課長） タブレットはデスクトップ端末等と同じようにワイヤーロックで固定するが、読み取り機はＵＳＢでパソコンに接続して使用するもので、読み取りの機能しかなく、住民情報等のデータは保有されないことから、仮に持って行かれたとしても本区が保有する個人情報が漏えいするわけではないので固定していない。 （委　員） 全項目評価書の別紙４項番１７２に定期的に操作ログのチェックを行うと記載されているが、窓口ＤＸＳａａＳ端末の操作ログを、誰が、どれぐらいの頻度で、どのような方法で、どのような観点でチェックするか具体的に説明されたい。 （窓口課庶務係主査） 窓口ＤＸＳａａＳ運用保守委託事業者である株式会社ＢＳＮアイネットがログを収集し、本区がそのデータを受け取ってチェックするという体制を考えている。具体的には、１か月に１回株式会社ＢＳＮアイネットからＣＳＶ形式で操作ログを取得し、エクセルに出力してチェックする。チェックは、アクセス可能な範囲や権限を超えて操作しようとして終了したような異常な操作ログや、特定の操作者によるアクセス数が多い又は特定の対象者へのアクセス数が多いというような異常なアクセスログがないかという観点で行う。 （委　員）

会　議　概　要	委託事業者がチェックして、そのチェック結果を区が受け取って確認するのか、異常な操作ログを区の職員自ら確認するのか。 （窓口課庶務係主査） 委託事業者に全てのチェックをさせるのは難しいため、一定の評価を委託事業者にさせた上で、異常終了分だけをピックアップするような運用を検討している。 （委　員） 仮にそこでピックアップされた異常なログについて、それが不正行為かどうかの確認はどのようにするのか。 （窓口課庶務係主査） 判明した異常ログの操作者が、どのような経緯でこのような操作をするに至ったかを調査するとともに、その操作に対応する申請書等が実際にあるかを確認することを検討している。 （委　員） 操作ログのチェック方法についてよく分かった。 （会　長） 私も操作ログの管理については以前から関心を抱いている。安全管理措置として操作ログを取得し管理するとはよく聞くが、問題が起きてから操作ログを確認すると異常があったということが多く、問題が発覚する前に操作ログの管理で異常を確認していたという報道はなかなかない。やり方によっては一定のプログラムで警報を鳴らすような仕組みもあり得ると思うが、いずれにしても操作ログの管理というのは、ただやりますだけではなくちゃんとやることが大事である。 【議題２】特定個人情報保護評価書(地方税・森林環境税に関する事務 全項目評価書)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて(全項目評価書に係る第三者点検) 区民部税務課長による概要説明の後、評価書の点検、意見の交換等を行い、「特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した評価を実施し、その内容は特定個人情報保護評価の目的等に照らしおおむね妥当と認められる」とした上で、軽自動車税賦課情報ファイルに係る特定個人情報保護評価書に記載された「限定されたＵＳＢメモリ等」の具体的内容が不明確である点について、委員から出された意見を付して答申をすることとした。なお、答申書の作成については、会長に一任した。 点検・討議内容は、以下のとおりである。 （会　長） 評価書の変更点が膨大であるため、主な変更点に絞って説明されたい。 （税務課長） 軽自動車税の通知ＩＦＳシステムが組み込まれた点、窓口ＤＸＳａａＳを追加した点、ｅＬＴＡＸに外部連携の新機能が加わり、電子的に照会等ができるようになった点が大きな変更点である。 軽自動車税の通知ＩＦＳシステムもｅＬＴＡＸも公的機関が管理しているシステムであるため、情報漏えいのリスクは少ないと思われる。 軽自動車税の通知ＩＦＳシステムでは、軽自動車税納税通知等を電子で受け取ることを希望する場合、通知ＩＦＳシステムから既存の軽自動車税システムにデータを取り込む必要があるため、特定個人情報保護評価書に変更を加えた。 （会　長）

会　議　概　要	窓口ＤＸＳａａＳシステム導入による変更は、添付資料「特定個人情報の保護評価に係る第三者点検について」の２の⑵のアの(ｳ)に記載されたものだけであるか。また、同資料の２の⑵のイに「その他所要の規定整備」と記載されており、これらについて「「事後」評価とする。」と記載されているが、すでに変更されているのか。 （税務課長） 添付資料「特定個人情報の保護評価に係る第三者点検について」の２の⑵のアの(ｳ)に記載したものが窓口ＤＸＳａａＳに関する変更点である。 その他所要の規定整備には組織改正に伴う変更も含まれるが、そういった変更に関しては重要な変更に当たらず、また、既に変更されている。 （副会長） 評価書の別紙１に事務の内容に関する図があるが、窓口ＤＸＳａａＳシステムはこの図のどの部分に当たるか。 （税務課長） オレンジ色に塗りつぶされている部分にある。上から順に「国税連携システム　地方税外部連携システム」、「審査・連携システム」、「ＬＧＷＡＮ接続端末」に続いて「窓口支援システム」と記載しているものである。 （副会長） 先ほどの窓口課の説明で、窓口ＤＸＳａａＳシステムを導入することにより、申請者においても職員においても窓口での負担が減ると理解している。 税務課の場合は、当システムを使用して税の証明書に関する申請書類を作成するということか。 （税務課税務係長） 窓口ＤＸＳａａＳを使用して申請書と証明書を作成する。 （副会長） 窓口ＤＸＳａａＳで作成した申請書はパソコンの画面に表示されるのか。 また、その申請書にどのようにサインするのか。 （税務課長） まずは、マイナンバーカードや運転免許証等の身分証明書を読み取って申請書を作成することから始まる。最終的にはタブレットでサインをし、証明書等を印刷して交付する。 （副会長） 窓口ＤＸＳａａＳシステムを使用して窓口対応をする分には、情報漏えいのリスクは大きくないと思うが、この窓口ＤＸＳａａＳシステムを操作する委託事業者による漏えいリスクはないか。 （税務課長） 保守委託事業者による不正事件も起きているため、必ずしもリスクがないとは言い切れないが、保守委託事業者は、プライバシーマークを取得している事業者であり、従業員に対し情報セキュリティに関する教育がされているものと認識している。また、当システムは外部にも接続されていないため、漏えいのリスクは低いものと認識している。 （税務課税務係長） なお、税務課では窓口業務の委託をしていないので、実際に窓口で当該システムを操作するのは、本区の職員に限られる。 （副会長）

会　議　概　要	保守委託事業者による不正のリスクは少なからずあるものの、窓口で実際にシステムを操作する者による情報漏えいのリスクは低いものと理解した。 （委　員） 点検の前提となる事項について、質問する。前回の点検でも同様の趣旨の質問をしたが、ｅＬＴＡＸやガバメントクラウドといった墨田区が管理者ではない情報資産に係る措置は今回の点検範囲外と理解して差し支えないか。先ほどｅＬＴＡＸは地方税共同機構が管理しているから問題ないという趣旨の説明があったが、その点を改めて確認したい。 （税務課長） まず、ガバメントクラウドはデジタル庁が一定の技術要件を満たすクラウドサービス事業者と契約を締結して利用環境を一括で調達しており、本区はデジタル庁と契約してその利用権を取得している。そのため、ガバメントクラウドに係る特定個人情報保護評価の主体はデジタル庁であり、今回の点検の対象外である。同様にｅＬＴＡＸを管理している地方税共同機構についても、特定個人情報の扱いに変更が生じる場合、特定個人情報保護評価制度に準じた自己評価を実施しているため、今回の点検対象外である。 （委　員） 今回の変更点として記載された措置は、個人情報保護委員会が定めている個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドにある「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」、いわゆる「管理措置指針」に準じたものと理解してよいか。もし、管理措置指針に準じていない変更点の措置があればその内容と理由を説明されたい。 （税務課長） 今回の変更点として記載した措置の中に管理措置指針に反するものはない。 （委　員） 本質的なことではないかもしれないが、３点質問する。まず１点目は、評価書の別紙４の項番４９３で「地方税法に基づき、保存年限を７年間とし」という部分が変更されているが、これを重要な変更とせず軽微な変更としていることに違和感がある。また、前回の当審議会でも発言したと記憶しているが、「地方税法に基づき」というのは、表現として適切ではないと感じる。 次に、項番４６４、４６５、５０２、５０３、５０４に記載されている「地方団体」という表現についてであるが、通常、「地方団体」という言葉は使わないのではないか。また、同様に「他団体」という言葉が項番１７２以降に使用されていて、今回変更したものの中では項番５１０で使用されている。他方で「当団体」という言葉が項番４９９、５０１、５０２、５０３で使用されている。また、「当団体」と並んで「自団体」という言葉が項番５１０で使用されている。言葉を統一したほうがよいのではないか。 最後に、項番５０３に「当団体宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、当団体が対象者の個人番号の真正性を検証することはできないが、通信経路上は暗号化されており真正性が担保されている。」と記載されているが、真正性の担保と通信経路上の暗号化がどう繋がるのか理解できなかった。論理の問題だと思うが、違和感がある。 （税務課長） まず、「地方団体」、「他団体」、「当団体」、「自団体」の表記については整理する。 （税務課課税係長）

会　議　概　要	次に項番４９３の変更についてである。地方税法第１７条の５第７項に悪質な場合に最長７年まで更正、決定等ができる旨が規定されているため、変更前の記載では「地方税法に基づき、保存年限を７年間」としていたが、変更後の記載のとおり文言を修正した。 （会　長） 前回の審議を踏まえ、表現を変更したということか。当該変更は「事前」となっているがそれはなぜか。 （税務課課税係長） 本来であれば前回修正すべき事項であったため、「事前」としている。 （税務課長） 項番５０３は、相手方が真正性を確認して送信しているものであること、通信経路上暗号化されていることから、第三者が不正に書き換えることはあり得ないためこのような言い回しにしている。地方税共同機構から送付された文言のとおり記載している。 （委　員） 説明を聞いてもやはり個人的には違和感があるが、地方税共同機構から送付された文言であるという事情は理解した。 （委　員） 別紙４の項番５０７の「外部記録媒体は限定されたＵＳＢメモリ等のみを使用する。」という変更後の記載について伺う。先ほどの概要説明では、当該外部記録媒体を鍵つきのキャビネットに保管し、その取扱いについて記録簿に記録をするということだったかと思うが、この「限定された」とはどのような意味か。 （税務課長） 税務課で使用しているのは、ＩＣＴ推進担当から貸与されたＵＳＢメモリのみであるため、ＩＣＴ推進担当から貸与されたものに限定されたという意味である。 （委　員） 添付資料「第三者点検における観点」の観点１０・１１にもあるとおり、講ずべき措置についての記載が具体的か、また、措置が妥当かを点検する必要があるが、区の内部のことを知らない人からすると「限定された」という意味が分かりにくいので、先ほどの回答を踏まえ、第三者的に分かりやすい記載に修正したほうがよいのではないかと意見する。 （会　長） 既にパブリックコメントの手続を経ているが、部分的な修正は可能か。 （総務課文書管理係長） 本来この審議会は意見聴取の場であるため、この場の意見を受けて評価書を修正して、それを公表することは想定されていない。例えばその修正が重要な変更に該当する場合、厳密にはその変更について再度パブリックコメントの手続をする必要があると思われる。 （会　長） 重要でない部分の修正は可能か。 （総務課文書管理係長） 重要でない部分の修正はパブリックコメントの手続は不要であるため、可能であると考えられる。 （委　員）

会　議　概　要	修正できないというのは、私の理解と異なる。順番として第三者点検がパブリックコメントの後になってしまったものの、第三者点検の中で出た意見を反映させる方法はあるのではないか。例えば、区ウェブサイトのパブリックコメントのページに第三者点検の中でこのような意見があったためそれを反映して修正することを追記するのはどうか。 （会　長） パブリックコメントの手続をしておいてということはあるものの、仮に第三者点検の場で意見が出てもそれを反映した形に修正できなければ、意見聴取をする意義を見出せないのでは。 （総務課文書管理係長） 他にも法令等で意見聴取を行うことが定められている手続はあるが、それらは意見聴取をすることのみが規定されているのであって、聴取した意見に拘束されるものではない。また、特定個人情報保護評価に関する規則では、パブリックコメントで得られた意見を考慮して必要な見直しを行った評価書を審議会等の意見聴取を行った上で公表するとされている。審議会等における当該意見を踏まえて修正した評価書を公表するとはなっていない。 （会　長） 意見に拘束されるかどうかは別として、何らかの形で反映する道がなければ、やはり意見聴取の意義がないように感じる。 （委　員） 諮問なので、意見があるのであればその意見を答申書に記載すればよい。この場で審議するのは、どのような意見を出すのか、出さないのかということであって、その意見をどう反映するのか、どのように取り扱うのかは区が判断することである。 （委　員） 修正できないという説明は誤っているのではないかと感じたが、意見を踏まえ評価書に修正を加えるかは区の判断になるということは理解した。 会議の概要は、以上である。
所　管　課	総務部総務課文書管理係（電話０３－５６０８－６２４１）